

海外の提携先およびクライアントからのよくある質問

ニュージーランド - 特許、意匠、著作権

特許

優先出願国によって、PCT出願や直接出願などの出願ルートに制限はありますか？ ニュージーランドでは、優先出願国による出願ルートに制限はなく、国内段階のPCT出願、条約出願および非条約出願、ならびに仮特許出願のすべてが利用可能です。

ニュージーランド国内段階のPCT出願の場合、ニュージーランドでの国内段階への移行期限は、最先の優先日から31か月です。

ニュージーランド条約出願の場合、期限は最も早い優先日から12か月です。

発明の最初の（すなわち優先）出願がニュージーランドで行われ、発明者もしくは出願人の1人以上がニュージーランド国外の市民もしくは居住者の場合、発明が少なくとも部分的にニュージーランド国外で行われた場合、または発明の主題が国防もしくは安全保障に関係する可能性がある場合には、状況に応じて適切な外国出願のライセンスが必要になる場合があることに留意する必要があります。

猶予期間はありますか？

出願人または出願人の同意を得た者により2018年12月30日以降に発明が公開された場合、1年間の猶予期間が設けられます。

ただし、猶予期間を利用するには、遅くとも1年間の猶予期間の満了前日までに完全な特許出願（PCT出願または標準ニュージーランド特許出願のいずれか、ただし仮特許出願は不可）を提出する必要があります。

通常、出願から付与までどれくらいかかりますか？

出願から特許付与までの期間は、次のようないくつかの要因によって異なります。

- 審査請求の適時性
- 審査報告書の処理期間（つまり、審査請求から最初の審査報告書の発行までの期間）は、現在約14～35か月で、平均22か月です。
- 審査報告書に対する応答の適時性

特許付与までの期間は、審査報告書を受け取るまでに22か月待機し、すべての期限を消尽した場合で、現在は約36か月です。この期間は大幅に短縮される可能性があります。詳細については、以下の「手続きを迅速化することは可能ですか？」を参照してください。

手続きを迅速化することは可能ですか？

特許審査ハイウェイ

ニュージーランド知的所有権管理局（IPONZ）は、特定の外国で特許出願が許可または受理された出願人に対して、特許審査ハイウェイ（PPH）プログラムによる迅速審査を提供しています。

PPHでは、国際特許出願の外国での国内段階移行または特定の参加事務局に提出された特許出願に関連する特定のニュージーランド特許出願は、関連する出願が許可または受理された場合に、迅速に審査されることがあります。

PPHによる審査では、出願人は以下の恩恵を受けることができます。

- （1）迅速な審査、（2）関連出願の許可または受理に対する一定の尊重

手続きを迅速化する他の方法

特許審査手続きを迅速化する他の方法は次のとおりです。

- IPONZが審査指示を発行するのを待つのではなく、特許出願の提出時に審査を請求する。
- 特許審査報告に迅速に回答する。出願人は、最初の特許審査報告書の発行日から受理されるまでに12か月かかりますが、当事務所の経験では、その間に適切な回答を準備することができます（問題の複雑さによって異なります）。

最初の特許審査報告書の発行日から受理されるまでに12か月の期間が設けられていますが、IPONZによって回答期限が設定されている場合には、発行された審査報告書に対して実質的な回答を提出する必要があることにご注意ください。

手続きを遅らせることはできますか？

一般的に、出願人は、期限が法律で定められているため、特許審査手続きを遅らせることはできません。

ただし、出願人は、審査を請求する際に受理の延期を請求することで、審査手続きの進捗の調整を選択することができます。これにより、好意的に審査された出願が期限までに受理に進む前に、仕様の補正を検討する期間が与えられます。

受理の延期を請求することは、分割特許出願を検討し、提出する機会を得るために重要な戦略でもあります（詳細については、下記の「分割出願の提出期限はいつですか？」を参照してください）。簡単に言えば、特許出願が受理される前に分割出願を提出する必要があります。

どのような手順で審査を請求しますか？ 特許出願の審査は、完全な明細書の提出日から5年以内に（ニュージーランド国内段階PCT出願の場合は国際出願日から5年以内）、またはIPONZによる審査請求指示の発行後2か月以内に請求する必要があります。

審査請求手続きは簡単で、出願人からの書類や情報は必要ありません。通常、1営業日以内に完了します。

受理に至るまでの期限はありますか？ ニュージーランドの特許出願は、受理され、付与される前に実質的に審査を受ける必要があることにご注意ください。

そうは言っても、すべての特許出願が受理されるためには、3つの重要な期限があります。

1. 審査請求期限

詳細については、「どのような手順で審査を請求しますか？」を参照してください。

2. 審査報告書の実質的の回答期限

当初の（つまり最初の）審査報告書に対する実質的な回答は、発行日から6か月以内に提出する必要があります。

この期限は、請求により1か月延長できます（延長期間内に提出された場合。通常は実質的な回答の提出と同時に提出される）。

後続の審査報告書に対する実質的な回答は、発行日から3か月以内に、または最終受理期限までのいずれか早い方までに提出する必要があります。

当該期限も、上記のように請求により1か月延長することができます（ただし、当該延長によって最終受理期限が延長されることはありません）。

3. 受理期限

受理期限は、最初の特許審査報告書の発行日から12か月です。この期限は応答日ではなく、出願を受理に進めるため、出願に対して提起されたすべての異議（後続の審査報告書（発行される場合）で提起される異議も含む）を解消しなければならない日付であることにご注意ください。

ニュージーランドへの国内段階移行に必要な書類は何ですか？

英語による国際特許出願のニュージーランド国内段階は、いかなる書類も提出することなく開始できます。国内段階への移行では、請求を確定する前に、主に重要な書誌情報を確認することになります。

ただし、次のような追加書類が必要になる場合があります。

- 英語以外の言語で提出された場合は国際特許出願書類の翻訳
- 出願時に自主的な補正を請求する場合は、補正された特許明細書

発明者の宣誓書、委任状、先行技術開示書などのその他の文書は、ニュージーランドの国内段階への移行では添付する必要はありません。

分割出願は選択肢としてありますか？

はい、ニュージーランドでは分割出願が可能です。

分割申請の期限はいつですか？

親出願が受理される前、または親出願を進めない場合には、該当する（延長されていない）実質的な応答期限（詳細については、上記の「受理に至るまでの期限はありますか？」を参照）の前に、1つ以上の分割出願を提出することができます。

また、審査請求を提出するための上記の5年の期限（詳細については、上記の「どのような手順で審査を請求しますか？」を参照）は、すべての出願（親出願であるか分割出願であるかに関係なく）に適用されることにも留意することが重要です。

期限が過ぎると、分割出願の審査を請求する機会はなくなります。

分割出願に関する制限（すなわち、クレームの範囲）はありますか？

分割出願には、より広範なクレームセット、または受理された出願で請求したものと異なる発明を対象としたクレームセットを含めることができます。

通常、分割出願は、受理された出願に複数の発明が記載されている場合、または出願人が受理される出願に異議を唱えられる可能性があると考えられる場合に提出されます。

ニュージーランド特許法では、親出願で既に受理されているものと実質的に同じ事項に関するクレームを含む分割出願の受理を禁止しています。

分割出願では、元の明細書で開示されていない新しい事項を請求したり追加したりしないでください（分割出願の提出日を新しい事項が導入された日とされることを避けるため）。

分割出願の期限が発動される受理通知は発行されますか？

受理通知は、受理の延期が実施されていない場合にのみ発行されます。以前の異議がすべて克服され、受理の延期が実施中の場合、さらなる審査報告書が発行され、受理前に1つ以上の分割出願を提出する機会が提供されます。

さらなる分割出願（つまり、第2世代または第3世代の分割出願）に関する規則はありますか？

分割出願は、その有効出願日（すなわち、分割出願の連鎖の最終親出願の提出日）から5年以内、かつ、親出願の受理前に提出（および審査請求）する必要があります。

第三者が第三者主張を提出することはできますか？

はい、第三者主張は、公開後かつ出願の受理前に提出できます。

再審査手続きはありますか？

はい、受理された出願の再審査手続きが提供されています。

受理された出願の再審査は、出願受理の公表後3か月の公告期間中であればいつでも請求できます。

異議申立て手続きはありますか？

はい、特許の付与に異議を申し立てる手続きが用意されています。

受理された出願に対する異議申立て手続きは、出願受理の公表後3か月の公告期間中であればいつでも開始できます。

意匠

意匠登録の存続期間はどのくらいですか？

意匠は、出願日から5年間の初回存続期間で登録され、さらに2回、5年間の延長が可能となり、最長15年間の存続期間が認められます。

意匠出願提出の際に、出願人または意匠設計者が署名する必要がある書類はありますか？

ありません。

意匠出願には優先権書類またはDASコードを提出する必要があるですか？

はい、優先意匠出願の認証されたデジタルコピーを、出願時に出願書とともに提出する必要があります。

猶予期間はありますか？

ニュージーランドでは意匠に猶予期間はありません。

意匠出願は審査を受ける必要がありますか？

はい。ニュージーランドでは意匠出願は必ず審査を受けます。意匠の登録の可否は審査手続きの結果によって決まります。

関連する複数の意匠を単一の意匠出願の一部として提出できますか？

複数の意匠を最初に1つの出願に含めることができます。当事務所では一般的に、意匠ごとに個別出願を提出することをお勧めします。

著作権

著作権の保護は登録手続きを通じて実施されますか？

ニュージーランドには著作権登録制度はありませんが、アイデアや情報が適切に正式化されると、著作権保護は無料で自動的に実施されます。

ニュージーランドはベルヌ条約と万国著作権条約（UCC）の両方の締約国です。

ソフトウェア（コード）の著作権に関しては、一定のみなし規定が満たされていれば、登録を申請する必要なく、1994年著作権法に基づいて著作権が自動的に発生します。

上記のコメントはあくまで参考として提供されるものであり、お客様固有の状況については当事務所にご相談されることをお勧めします。

Wraysについて

当事務所は、1920年以来、新興企業から多国籍企業までさまざまな企業と提携しており、オーストラリアとニュージーランドで最大規模の独立系IP専門事務所の1つです。

知的財産権の専門弁護士、弁護士、アドバイザーが一堂に集まり、地域的にも世界的にもお客様の貴重な資産を保護し、成長させ、防御します。